

● 犯罪発生状況，防犯対策

1. 内務省統計によれば，2017 年のタジキスタン国内における犯罪認知件数は 2 万 2,018 件で，ここ数年間増加傾向にあります。そのうち窃盗の発生件数が 5,311 件と最も大きな割合を占めています。特に外国人は，旅行者を含め，多額の現金を所持しているとみられており，犯罪者に狙われやすい傾向にありますので，現金や貴重品の保管には十分な注意を払ってください。その他，ここ数年で首都ドゥシャンベ市を中心に自動車交通量が増加し，交通ルール無視や粗暴な運転に起因する多数の交通事故が発生しています。

2. ドゥシャンベ市内においては，多数の警察官がパトロールに当たっていますが，夜間の一人歩きをねらった強盗事件等が発生しています。特に多くの人が集まるバザール，観光地，空港，駅周辺等では外国人をねらったスリやひったくり被害が発生していますので，貴重品，所持品の管理には十分な注意が必要です。また，駅，空港，ホテル等のロビーでは，置き引き対策として，貴重品，手荷物等を体の一部から離さないよう注意してください。

3. 2018 年 7 月 29 日，ハトロン州ダンガラ付近において，自動車が欧米人観光客（サイクリスト）の一団に突入し，4 人が死亡するテロ事案が発生しました。

これまでに，タジキスタンにおいては，1998 年 7 月に秋野元国連タジキスタン監視団（UNMOT）政務官他が殉職して以来，テロによる日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件の被害は確認されていませんが，近年，シリア，チュニジア，バングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また，テロは，日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており，特に，近年では単独犯によるテロや，一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発していることから，こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し，テロの被害に遭わないよう，海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め，状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

4. 犯罪被害危険地域として特に注意を要する地域はありませんが，夜間の一人歩きや乗合タクシーの利用は避けてください。

● 査証，出入国審査等

（手続や規則に関する最新の情報については，駐日タジキスタン共和国大使館（電話：03-6427-2625，ホームページ：<http://www.tajikistan.jp/>）等にてご確認ください。）

1. タジキスタン入国に際しては査証が必要です。日本からの渡航者については，駐日タジキスタン大使館またはタジキスタン大使館・総領事館が設置されている第三国において，査証を取得するか，オンラインでEビザを取得することが必要です。ドゥシャンベ空港到着後の査証取得は原則できません。

2. 入国の際には，税関申告書の提出が必要となります。この申告書はロシア語及びタジク語記載となっており，2枚を作成し旅券とともに税関審査官に提出します。申告書には所持する貴重品や外貨等合計金額を正確に記載してください。審査官は，申告書を確認後，スタンプを押し，1枚を申告者に返却します。この返却された申告書は出国審査を受ける際に必要となりますので旅券とともに大切に保管してください。なお，出入国審査については，審査官はあまり英語を解さず，基本的にはタジク語もしくはロシア語で行われます。

3. 出国の際にも税関申告が必要となりますので，税関審査を受ける前に申告書を作成してください。そして，(1)入国時に返却された申告書と(2)出国用に作成した申告書2枚を審査官に提出してください。この際，理由なく入国時の所持金より出国時の所持金が上回るような場合や入国時に作成した申告書を紛失した場合には，罰金を科されたり，身柄を拘束されたりする恐れがありますので十分ご注意ください。問題がなければ，審査官が出国用の申告書のみ申請者に返却します。この申告書は出国時まで紛失しないように保管してください。

なお，現金の持ち出しについては制限があります。3千米ドル相当額（米ドル，ソモニ，他外貨，証券等を合わせて）を超える現金等を国外に持ち出す場合には，(1)税関申告の際交付された許可証の提示，(2)入国時の税関申告書またはタジキスタン国立銀行等により発行された持ち出し許可証の2点が必要となりますので特にご注意ください。

4. タジキスタン国内への持ち込みが禁止されている物品は，麻薬，銃器の他，ポルノ雑誌等です。貴金属・宝石等の持ち出し数が多い場合は，関税を課される可能性もあります。また，製造後50年を経過した物は，文化的・歴史的価値があると見なされ，仮に現地の土産物屋等で購入した物であっても原則，文化省の持出許可証が必要となります。

5. タジキスタンとアフガニスタンとの国境警備は，従来ロシア国境警備隊が実施していましたが，2005年に出入国管理を含む国境地域の警備管轄がすべてタジキスタン国家保安委

員会へ移管されました。これに伴い、同国境通過に際しては、これまで以上に厳しい審査が行われています。

6. タジキスタンに 3 日間以上滞在する方（E ビザ及び観光査証で 30 日以内の滞在者を除く）は、滞在届の届け出が必要となります。通常、滞在登録は宿泊するホテルが行いますが、安宿等では代行出来ない場合もありますので注意が必要です。不要なトラブルを避けるためにも、滞在登録が可能なホテルに宿泊することをお勧め致します。また、ホテルに宿泊せず滞在する場合には、「OVIR（オビール、査証・滞在登録局）」においてご自身で滞在届を提出する必要があります。この手続きを怠ると、タジキスタン内務省から不法滞在を指摘される場合もありますので、十分ご注意ください。また、滞在登録証は出国時に必要となりますので、紛失しないよう保管してください。

● 滞在時の留意事項

1. 現地に 3 か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在タジキスタン日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在タジキスタン日本国大使館まで送付してください。

在留届の提出義務のない 3 か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、タジキスタンで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在タジキスタン日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

2. ゴルノ・バダフシャン自治州（パミール地方）を通行するためには、査証の他にパミール通行許可証の取得が必要となります。この許可証を事前に取得せず同地域を通行した場合、現地警察に一時的に身柄を拘束されるなど不要のトラブルに巻き込まれる可能性がありますので、十分ご注意ください。

3. 軍事施設、空港、駅構内、国境周辺地域等での写真撮影は禁じられています。

4. 麻薬の所持・使用は法令により厳しく罰せられます。

5. タジキスタンの道路事情は極めて悪く、ご自身で車を運転する場合だけでなく歩道等を歩く場合にも細心の注意が必要です。ドゥシャンベ市内でさえ、マンホールの蓋が外れている、道路のいたるところに凸凹があるなど、いまだに整備が遅れています。さらに、運転マナーが非常に悪く、信号機の動作不良もあるため、交差点を通過する際には十分ご注意ください。

6. タジキスタンは国土の93%が山岳地であり、地方へ向かう際は道路状態が極めて悪い山道を利用することになります。整備されていない山道は、落石や土砂崩れを引き起こす危険性も含んでおりますので、地方への移動の際は十分ご注意ください。

7. 市内各所にある銀行及び銀行の出張所等において外貨両替が可能です。米ドル、ユーロ、ロシアルーブル、中国元等の両替が可能です。日本円の両替はできません。また、クレジットカードが利用できる施設は、一部ホテル等に限られており、現金の管理には十分ご注意ください。

● 風俗、習慣、健康等

1. タジキスタンの主要民族はタジク人ですが、北部及び南部地域にはウズベク人が多く居住しています。主な宗教はイスラム教です。言語はタジク語とロシア語が一般的で、英語は未だ使用範囲が狭く、一般的ではありません。また、ウズベク人が居住する地域ではウズベク語が通用します。風俗、習慣は一応イスラム教に則っていますが、イスラム法の適用は比較的緩やかであり、レストラン等での飲酒も日常的に行われています。また、ドゥシャンベ市内においては、肌を露出した服装の女性も増えてきていますが、イスラム教に厳格な地域も多いことから、目立つ服装等は控えてください。

2. タジキスタンの生活インフラ状態は劣悪です。特に水事情は極めて悪く、断水はもとより水道水を感染源とする腸チフスも多く発生しています。このため、水道水は飲料用に適しておりません。料理用としては、濾過したうえで十分に煮沸するなどの対策が必要です。また、シャワー時にも経口感染対策が必要となります。

3. タジキスタンにおいて注意すべき病気は、食中毒、腸チフス、A型肝炎、B型肝炎、結核となっています。特に、風土病（発熱を伴った激しい腹痛と下痢の症状）が多く発生していますので、飲料水、食物については十分な注意が必要です。殺菌薬品などを有効的に活用するなどして、感染を未然に防いでください。また、感染後の発症を最小限に止める

ため、日頃から体調管理と栄養補給に心がけてください。

4. タジキスタンの医療機関や救急医療体制は、衛生管理を含め全く不十分な状況です。急病が発生した場合には、信頼のおける医療機関のある第三国への出国が必要となりますので、日本出発前に、緊急移送サービスを含む十分な補償内容の海外旅行保険に加入することをお勧めします。また、持病をお持ちの方、妊娠中の方、お子様連れの方などは渡航の是非を含めてよく検討されることをお勧めします。

「世界の医療事情」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/tajikistan.html>) において、タジキスタン国内の衛生・医療事情等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

その他、必要な予防接種等については、以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報 (<http://www.forth.go.jp/>)

● 緊急時の連絡先

◎消防：電話 01

◎警察：電話 02

◎救急：電話 03

在タジキスタン日本国大使館：(市外局番 37) -221-39-70 又は-221-37-24

国外からは(国番号 992)-37-221-39-70 又は-37-221-37-24

※ 在留邦人向け安全の手引き

当館が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」

(<http://www.tj.emb-japan.go.jp/files/000144413.pdf>) も御参照ください。

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(外務省代表) 03-3580-3311 (内線) 2902,2903

(外務省関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)(内線) 2853

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○領事局政策課（感染症関連）（内線）5367

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地大使館連絡先）

○在タジキスタン日本国大使館

住所：80A, H.Nazarov St. Dushanbe, Republic of Tajikistan

電話：（市外局番 37）-221-39-70 又は-221-37-24

国外からは(国番号 992)-37-221-39-70 又は-37-221-37-24

ファックス：（国番号 992）-44-600-5478

ホームページ：http://www.tj.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html